

# 山形県屋外広告物条例に基づく指定地域の一部改正について

## 1 概要

東北中央自動車道東根北 I C から村山本飯田 I C までの間が供用開始されたことに伴い、「山形県屋外広告物条例に基づく指定地域」(昭和49年12月県告示第1941号)(以下「告示」という。)の一部を改正するもの。

## 2 内容

### (1) 告示第4項の改正

#### ア 規定内容

高速道路(供用区間)及びその両側500メートル以内の地域については、告示第3項第1号イにより第2種特別規制地域に指定している。

また既存不適格による5年間の猶予期間を目的とした供用直前の屋外広告物の設置を防止するため、高速道路が都市計画決定されてから供用を開始するまでの期間についても、告示第4項により当該都市計画道路及びその両側500メートル以内の地域を第2種特別規制地域にしている。

#### イ 改正内容

令和4年10月29日に東根北 I C ～村山本飯田 I C 間が供用開始されたことにより、告示第4項第1号による村山尾花沢線(村山 I C ～尾花沢 I C 間)の指定及び同項第2号による東根村山線(東根 I C ～村山 I C 間)の指定が不要となったため、削除するもの。

#### ウ 山形県景観形成審議会の意見

山形県屋外広告物条例第19条の規定により、山形県景観形成審議会に意見を求めたところ、変更することを適当と認める答申がなされている。

### (2) その他

規定の整備のため、第3項第2号、第4項柱書及び第5項を改正するもの。